

令和 3 年度 川口市の化学物質排出量等の集計結果

(令和 3 年度実績 [令和 4 年度届出・報告分])

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質を取り扱う一定の要件を満たす事業者は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づく排出量・移動量、「埼玉県生活環境保全条例」(県条例)に基づく取扱量を把握し、行政機関に届出・報告することになっています。

届出・報告のあった市内事業所の令和 3 年度の排出量等について、集計した結果をお知らせします。

※ 届出・報告の対象となる化学物質は、化管法 462 物質、県条例 606 物質です。また、対象業種は 24 業種です。

1 届出・報告事業所数の概要

(1) 届出・報告状況

化管法に基づく届出が 85 事業所からありました。また、県条例に基づく報告が 89 事業所からありました。

表 1 届出方法別 届出・報告事業所数

届出方法 \ 年度		R2	R3
化 管 法	紙媒体による届出	24	18
	磁気ディスクによる届出	0	0
	電子申請による届出	59	67
	合 計	83	85
県 条 例	紙媒体による報告	30	25
	電子申請による報告	60	64
	合 計	90	89

※ 過年度分については、届出年度以降に届出・報告された変更を反映しています。

(2) 地区別届出・報告状況

化管法では、南平地区からの届出が最も多く 27 事業所（全届出事業所数の 31.8%）、次いで、新郷地区が 15 事業所（同 17.6%）、芝地区が 9 事業所（同 10.6%）となっています。

県条例では、南平地区からの報告が最も多く 28 事業所（全報告事業所数の 31.5%）、次いで、新郷地区が 15 事業所（同 16.9%）、芝地区が 9 事業所（同 10.1%）となっています。

表 2 地区別 届出・報告事業所数とその割合

地区	化管法		県条例	
	事業所数	割合 (%)	事業所数	割合 (%)
中 央	2	2.4	3	3.4
横曽根	7	8.2	8	9.0
青 木	6	7.1	7	7.9
南 平	27	31.8	28	31.5
新 郷	15	17.6	15	16.9
神 根	7	8.2	7	7.9
芝	9	10.6	9	10.1
安 行	2	2.4	2	2.2
戸 塚	4	4.7	4	4.5
鳩ヶ谷	6	7.1	6	6.7
合 計	85	100	89	100

※ 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがあります。

(3) 業種別届出・報告状況

化管法では、燃料小売業（ガソリンスタンド等）からの届出が最も多く 34 事業所（全届出事業所数の 40.0%）、次いで、金属製品製造業が 16 事業所（同 18.8%）、出版・印刷・同関連産業が 8 事業所（同 9.4%）となっています。

県条例では、燃料小売業（ガソリンスタンド等）からの報告が最も多く 34 事業所（全報告事業所数の 38.2%）、次いで、金属製品製造業が 16 事業所（同 18.0%）、出版・印刷・同関連産業及び化学工業が 9 事業所（同 10.1%）となっています。

表 3 業種別 届出・報告事業所数

業種	化管法		県条例	
	事業所数	割合 (%)	事業所数	割合 (%)
木材・木製品製造業	1	1.2	0	0
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	3.5	3	3.4
出版・印刷・同関連産業	8	9.4	9	10.1
化学工業	7	8.2	9	10.1
プラスチック製品製造業	2	2.4	2	2.2
ゴム製品製造業	2	2.4	2	2.2
窯業・土石製品製造業	2	2.4	2	2.2
鉄鋼業	2	2.4	2	2.2
金属製品製造業	16	18.8	16	18.0
一般機械器具製造業	1	1.2	1	1.1
電気機械器具製造業	2	2.4	3	3.4
輸送用機械器具製造業	1	1.2	1	1.1
燃料小売業	34	40.0	34	38.2
洗濯業	1	1.2	2	2.2
一般廃棄物処理業	2	2.4	2	2.2
産業廃棄物処分業	1	1.2	1	1.1
合 計	85	100	89	100

※ 割合（%）は四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがあります。

2 化管法に基づく化学物質の排出量・移動量の概要

(1) 排出量・移動量の状況

排出量・移動量の合計は 616 トンとなっています。

排出量の合計は 125 トンとなっています。

その内訳は、大気への排出が 125 トン、公共用水域への排出が 0.002 トンとなっています。

移動量の合計は 491 トンとなっています。

その内訳は、下水道への移動が 5 トン、当該事業所の外への移動が 487 トンとなっています。

表 4 排出量・移動量の内訳

単位：トン/年

項目 \ 年度		R2	R3
排出量	大気への排出	143	125
	公共用水域への排出	0.004	0.002
	当該事業所における土壌への排出	—	—
	当該事業所における埋立処分	—	—
	合 計	143	125
移動量	下水道への移動	7	5
	当該事業所の外への移動	364	487
	合 計	371	491
排出量・移動量合計		513	616

※ 四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがあります。

※ 過年度分については、届出年度以降に届出・報告された変更を反映しています。

※ ダイオキシン類は除きます。

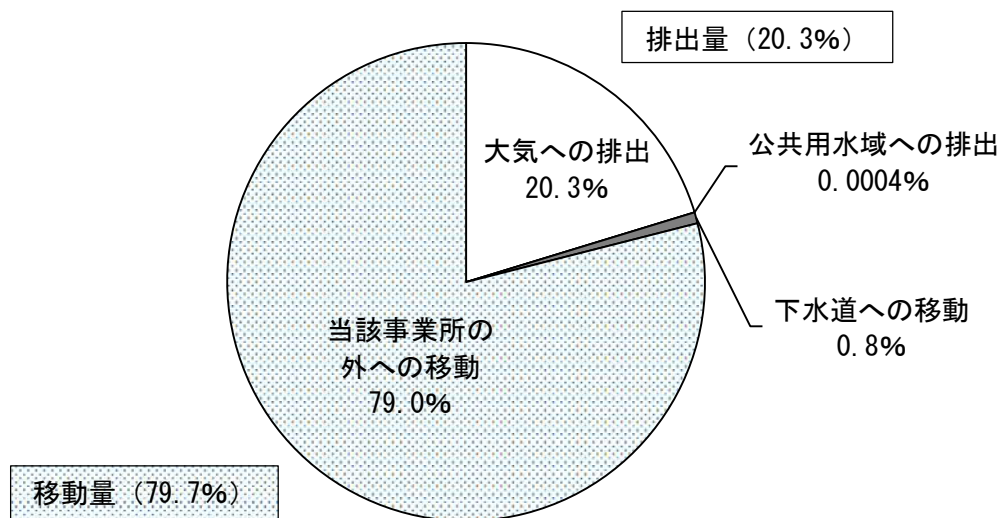


図1 排出量・移動量の比率

- ※ 比率(%)は四捨五入していない排出量・移動量により算出しています。
- ※ 四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがあります。
- ※ ダイオキシン類は除きます。

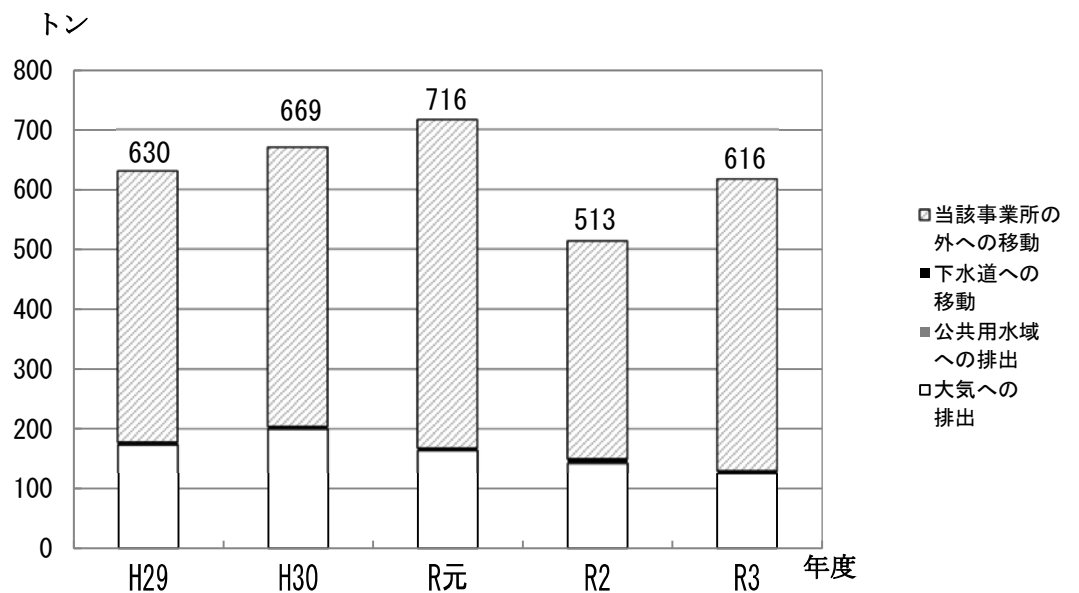


図2 排出量・移動量の推移

- ※ ダイオキシン類は除きます。

(2) 地区別排出量・移動量の状況

規模の大きい工場・事業場がある南平地区が最も多く 392 トン、次いで芝地区が 125 トン、新郷地区が 77 トンの順となっています。

表 5 地区別 排出量・移動量

単位：トン/年

年度 地区	排出量		移動量		排出量・移動量合計	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3
中 央	0.4	0.6	0	0	0.4	0.6
横曽根	2	2	0.3	0.4	2	2
青 木	0.8	0.8	0.9	1	2	2
南 平	61	51	214	341	275	392
新 郷	58	51	34	26	92	77
神 根	1	2	9	11	10	13
芝	15	15	109	109	124	125
安 行	1	0.4	2	2	3	2
戸 塚	0.6	0.6	0	0	0.6	0.6
鳩ヶ谷	2	2	0.9	0.9	3	3
合 計	143	125	371	491	513	616

※ 四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがあります。

※ 過年度分については、届出年度以降の変更内容を反映しています。

※ ダイオキシン類は除きます。

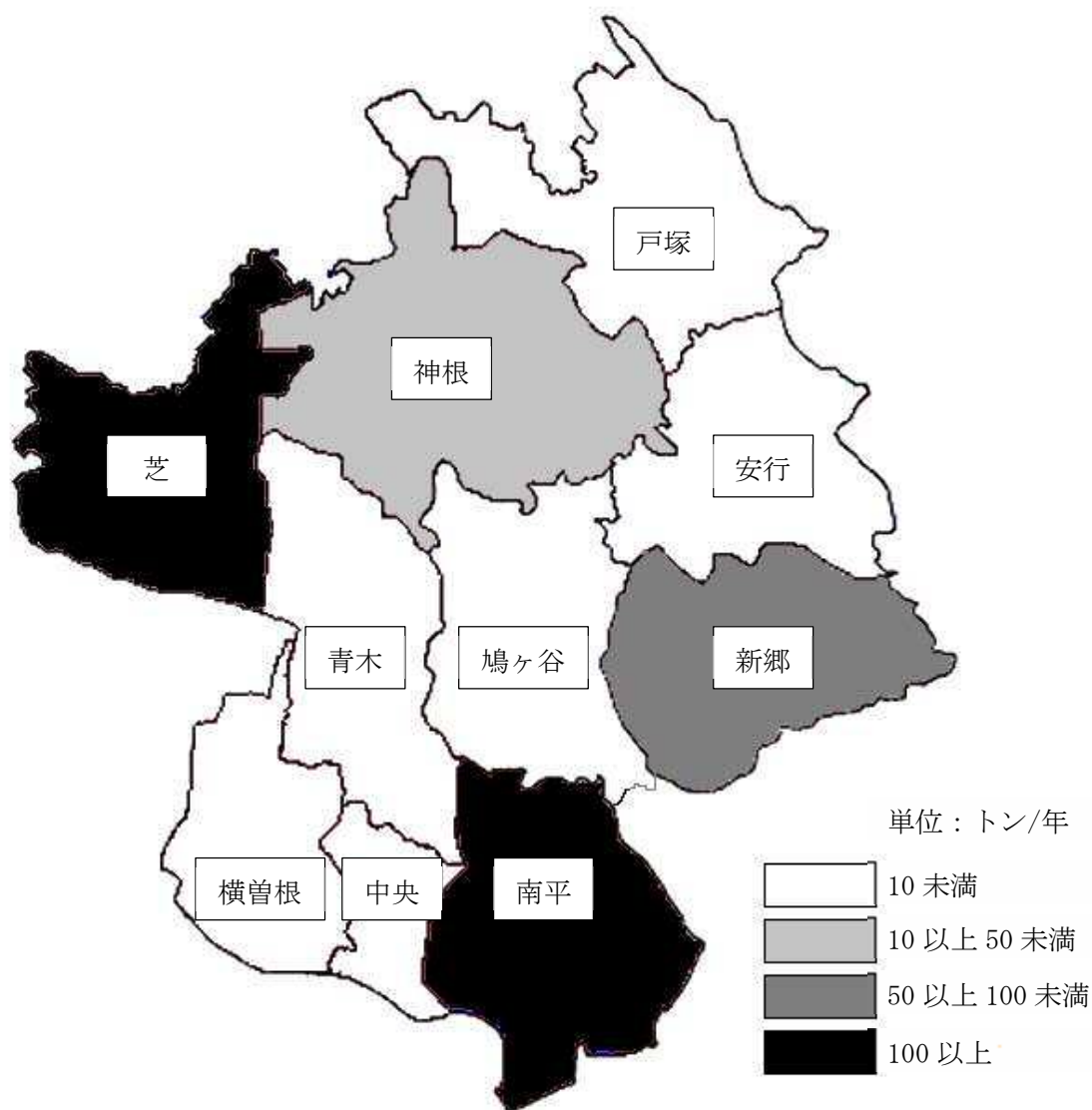


図3 地区別排出量・移動量

※ ダイオキシン類は除きます。

(3) 排出量の上位物質

排出量の上位 5 物質は、トルエン（91 トン）、キシレン（8 トン）、二硫化炭素（6 トン）、ノルマルヘキサン（5 トン）、エチルベンゼン（4 トン）となっています。

なお、排出量の合計に対する上位 5 物質の割合は 91.1%となっています。

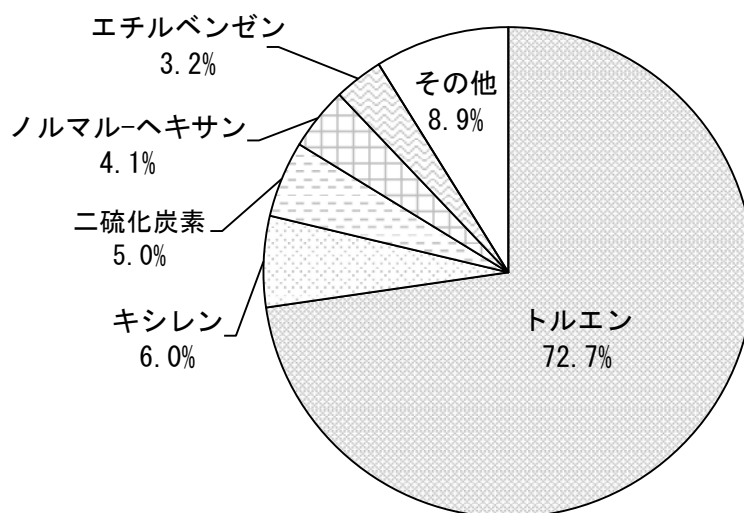


図 4 排出量の比率（上位 5 物質）

- ※ 比率（%）は四捨五入していない排出量・移動量により算出しています。
- ※ 四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがあります。
- ※ ダイオキシン類は除きます。

(4) 移動量の上位物質

移動量の上位 5 物質は、トルエン（209 トン）、マンガン及びその化合物（155 トン）、アセトニトリル（22 トン）、ヒドロキノン（14 トン）、トリクロロエチレン（12 トン）となっています。

なお、移動量の合計に対する上位 5 物質の割合は 83.9%となっています。

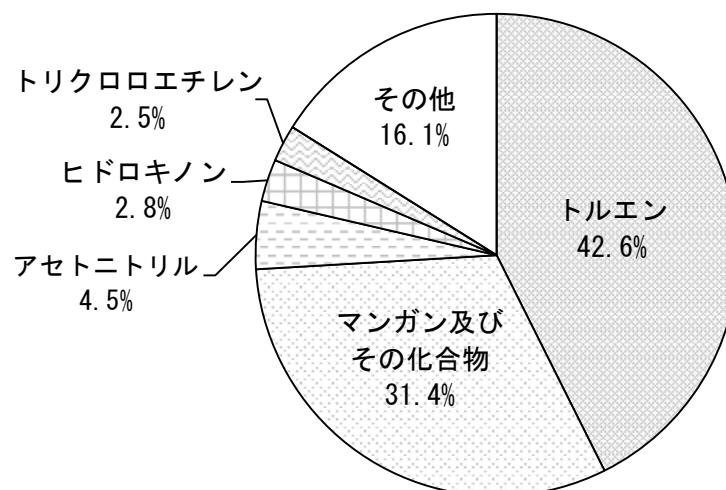


図 5 移動量の比率（上位 5 物質）

- ※ 比率（%）は四捨五入していない排出量・移動量により算出しています。
- ※ 四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがあります。
- ※ ダイオキシン類は除きます。

(5) 排出量・移動量合計の上位物質

排出量・移動量合計の上位 5 物質は、トルエン（300 トン）、マンガン及びその化合物（155 トン）、アセトニトリル（23 トン）、ヒドロキノン（14 トン）、トリクロロエチレン（13 トン）となっています。

なお、排出量・移動量の合計に対する上位 5 物質の割合は 81.9% となっています。

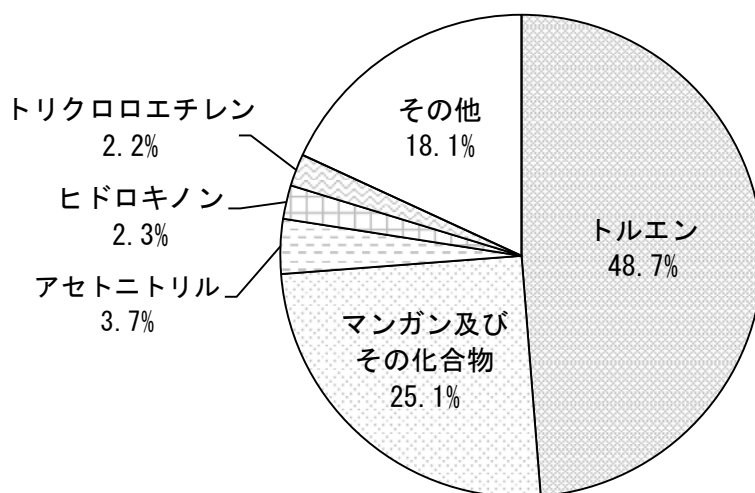


図 6 排出量・移動量合計の比率（上位 5 物質）

- ※ 比率（%）は四捨五入していない排出量・移動量により算出しています。
- ※ 四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがあります。
- ※ ダイオキシン類は除きます。

(6) 業種別排出量・移動量の状況

排出量・移動量合計の上位 5 業種は、化学工業（309 トン）、鉄鋼業（148 トン）、出版・印刷・同関連産業（59 トン）、金属製品製造業（54 トン）、プラスチック製品製造業（18 トン）となっています。

なお、排出量・移動量の合計に対する上位 5 業種の割合は 95.5%となっています。

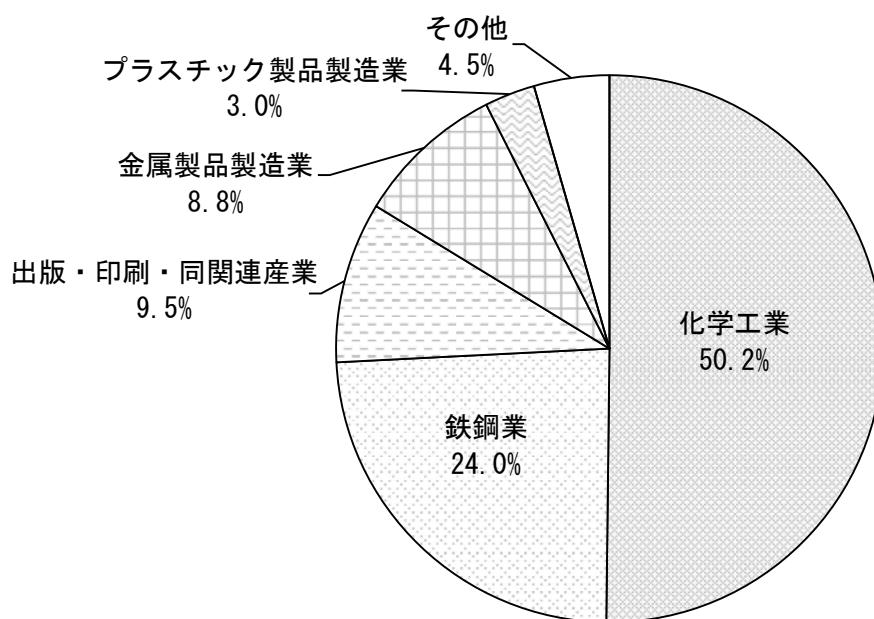


図 7 排出量・移動量合計の比率（上位 5 業種）

- ※ 比率（%）は四捨五入していない排出量・移動量により算出しています。
- ※ 四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがあります。
- ※ ダイオキシン類は除きます。

3 埼玉県生活環境保全条例に基づく化学物質の取扱量の概要

(1) 取扱量の状況

報告の対象となる特定化学物質取扱量の合計は 31,528 トンでした。
その内訳は、使用量が 12,970 トン、製造量が 2,257 トン、取り扱う量が 16,298 トンでした。

表 6 取扱量の内訳

単位：トン/年

年度 項目	対 象 化 学 物 質							
	第一種指定 化学物質		第二種指定 化学物質		県規則で 定める物質		合 計	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
取 扱 量	24,899	26,452	2,869	406	4,888	4,670	30,074	31,528
使 用 量	7,464	8,584	13	14	4,782	4,373	12,259	12,970
製 造 量	1,175	1,569	274	392	106	296	1,555	2,257
取り扱う量	16,258	16,298	0	0	0	0	16,258	16,298

※ 四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがあります。

※ 取扱量とその内訳は、報告された数値が有効数字 2 桁であるため、合計は一致しないことがあります。

※ 過年度分については、届出年度以降に届出・報告された変更を反映しています。

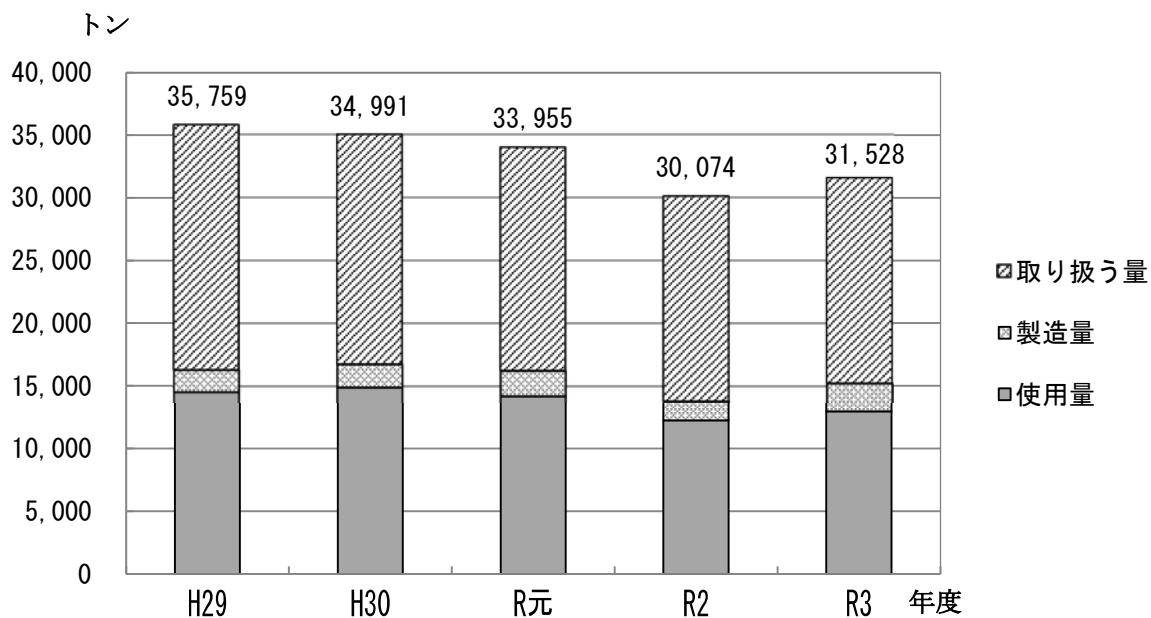


図 8 取扱量の推移

(2) 取扱量の上位物質

取扱量の上位 5 物質は、トルエン (8,934 トン)、キシレン (2,975 トン)、ノルマルヘキサン (2,428 トン)、1,2,4-トリメチルベンゼン (2,152 トン)、メチルエチルケトン (1,442 トン) となっています。

なお、取扱量の合計に対する上位 5 物質の割合は 56.9%となっています。

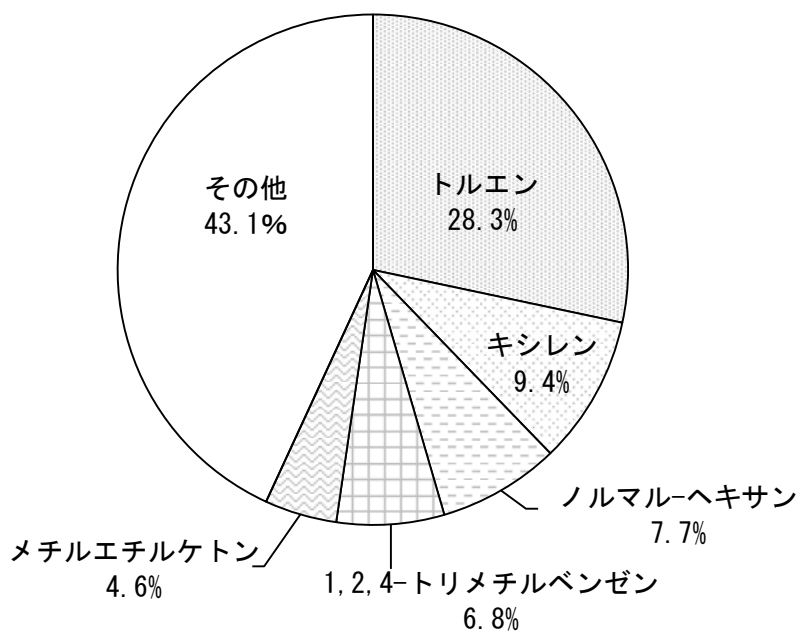


図 9 取扱量合計の比率（上位 5 物質）

※ 比率 (%) は四捨五入していない排出量・移動量により算出しています。

※ 四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがあります。

【参考】化学物質情報を掲載しているホームページ

- ・経済産業省〔化学物質排出把握管理促進法〕

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

- ・環境省〔PRTRインフォメーション広場〕

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

- ・埼玉県〔化学物質〕

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/kagaku.html>

- ・独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)〔化管法関連情報〕

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_index.html

- ・川口市〔化学物質の適正管理〕

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01100/030/3/index.html>